

《町議会12月定例会の概要》

12月16日（木）

「本会議」

町長諸般の報告並びに提出理由概要説明
議長諸般の報告

一般質問（1名）

人事案件（議案1案件）

・西ノ島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案説明（専決1案件）

議案説明（議案2案件）

・議案過疎地域持続的発展計画の策定について

・辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案説明（議案2案件）

指定管理者の指定

議案説明（議案9案件）

（条例1案件、補正予算8案件、全て常任委員会に付託）

「委員会審査」

（※日程は左記のとおり）

12月17日（金）

「委員会審査」

（※日程は左記のとおり）

「本会議」

両委員会審査報告（決算審査の意見）

他の委員会に対する質疑及び討論、表決

（議案13案件全て原案のとおり認定及び可決）

閉会中の継続調査等の申出（了承）

陳情（2案件） 継続審査

※委員会審査日程等

1. 総務福祉常任委員会

12月16日（木）

午後 企画財政課、総務課、健康福祉課・みた保育園

12月17日（金）

午前 町民課、教育課

午後 町長・副町長、委員会まとめ

2. 産業建設常任委員会

12月16日（木）

午後 環境整備課、企画財政課、産業振興課

12月17日（金）

午前 観光定住課、町長・副町長

午後 委員会まとめ



議会議員参加行事等

12月							11月										10月						
23	23	16 17	15	12	9	2	26	25	25	22	22	17	17	15	10	5	2	27	15	13	11	11	7
西ノ島町議会12月定例会 第146回島前町村組合議会定例会 隠岐島前高等学校の魅力化と永遠の発展の会							山陰合同銀行本部要望 西ノ島町議会運営委員会 西ノ島町議会臨時会 指定管理者選定委員会 隠岐広域連合議会臨時会 内航船選定委員会 例月出納監査 全国過疎地域連盟定期総会 西ノ島町議会全員協議会 令和3年度第1回隠岐航路振興協議会 産業建設常任委員会町内視察										令和3年度西ノ島町同和教育推進協議会講演会 島根県土木部要望 例月出納監査 隠岐島前高等学校の魅力化と永遠の発展の会 第145回島前町村組合議会定例会 広報調査特別委員会						

西ノ島町議会 広報調査特別委員会

住民税非課税世帯等や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。[給付金を受給するためには、手続きが必要です。\(1世帯あたり10万円\)](#)

給付金の支給額と支給時期について

1世帯あたり
10万円

役場が確認書(または申請書)を受理してから2週間後が目安です。
(ただし、状況に応じそれ以上、時間を要する場合があります。)

支給対象と返信等について

令和3年12月10日時点で西ノ島町に住民登録されていることが条件となります。

12月11日以降に西ノ島町に住民登録された場合には、前住所地から確認書等が届きます。

対象1

令和3年度の住民税(均等割)が非課税世帯等

役場が把握している世帯全員の 令和3年度の住民税非課税世帯の場合	世帯に令和3年1月2日以降に、 西ノ島町に転入した方がいる世帯の場合
役場から 確認書 が届きますので、次の2項目全てを満たし、確認書を 役場に返信 する必要があります。 ①世帯の全員が住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていないこと ②世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと	役場が把握していない方がいる世帯は、役場から 申請書 が届きますので、必要事項を記入して、添付書類と一緒に 役場に申請 する必要があります。 
 ※確認書(申請書)の発行日(3月上旬発行予定)から、 3か月以内に返信(申請) されない場合は、 支給されませんので 、ご注意ください。	

対象2

令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)	
申請が必要 です。申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに役場(町民課)に直接または郵送でご提出ください。	●申請書は、役場(町民課)にあります。 ※役場のホームページからもダウンロードできます。 ●申請受付期間：令和4年3月1日(火) ↓ 令和4年9月30日(金) ※郵送の場合は、9月30日(金)必着



臨時給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに、都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、役場や警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

◆お問い合わせ先◆

西ノ島町役場 町民課

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口

電話：08514 - 6 - 0103
受付時間：平日 8:30 ~ 17:15